

自営業者の収入については、市区町村で交付した所得証明書では判断ができないため、確定申告書類等を提出いただき判断いたします。

1. 健康保険法の被扶養者認定における年間収入については、事実が発生した日以降1年間に見込まれるすべての収入をいい、暦年あるいは年度の収入によって期間を限定しているものではありません。
2. 健康保険法において、被扶養者となれる要件は、原則として年間収入が130万円（60歳以上または障害年金の受給者は180万円）未満となっています。
3. 年間収入については、被扶養者となる人が給与所得者の場合は、年間総収入（所得税、住民税、社会保険料等を控除する前の額）となっており、必要経費は一切認められません。自営業者の場合は、年間総収入から「直接的必要経費（注）を差し引いた額」となっています。すなわち、被扶養者認定における年間収入は所得税法上の所得とは一致しないこととなります。（注）直接的必要経費（年間総収入から差し引くことができる経費）とは、その費用なしには当該事業が成り立たない経費（例えば、製造業における原材料費、卸小売業における仕入れ代）であり、それ以外の経費（例えば、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、福利厚生費、青色申告特別控除額）は、年間総収入から差し引くことはできません。
4. 自営業の事業所が法人事業所であって、被扶養者となる人が当該法人事業所の代表者であるときは、健康保険と厚生年金保険の強制適用の被保険者に該当するため、被扶養者にはなれません。
5. 当健康保険組合における「直接的必要経費」については、別表のとおりとします。なお、事項の表に記載されていない経費については、事業内容等により判断します。

自営業者の収入が基準を満たしていれば扶養可能ですが、基準額以上の場合は、収入から直接的経費を差し引いて判断します。

※直接的経費とは、所得税法上で認められている必要経費とは異なり、健保が設定したそれなしでは事業が成り立たない経費のことです。

自営業者の収入 = 年間総収入 - 売上原価

一般所得		農業所得		不動産所得	
原材料費	○	雇入費	×	給料賃金	×
売上(仕入)原価	○	小作料・賃借料	×	原価償却費	×
仕入れ代	○	減価償却費	×	貸倒金	×
給与賃金	×	貸倒金	×	地代家賃	×
外注工賃	×	利子割引料	×	借入金利子	×
減価償却費	×	租税公課	×	租税公課	×
貸倒金	×	種苗費	○	損害保険料	×
地代家賃	×	素畜費	×	修繕費	×
利子割引料	×	肥料費	○	雑費	×
租税公課	×	飼料費	○	○：直接的経費として認める ×：直接的経費として認めない	
荷造運賃	×	農具費	×		
水道光熱費	×	農薬衛生費	×		
旅費交通費	×	諸材料費	×		
通信費	×	修繕費	×		
広告宣伝費	×	動力光熱費	×		
接待交際費	×	作業用衣料費	×		
損害保険料	×	農業共済金	×		
修繕費	×	荷造運賃手数料	×		
消耗品費	×	土地改良費	×		
福利厚生費	×	雑費	×		
雑費	×				

営業・農業・不動産・利子・配当収入等を確認する書類。

自営業（農業・漁業等の従事者含む）をしている方は、確定申告書などの総収入から、必要最小限の経費を差引いた収入額で判断します。健保組合が認める経費は、税法上とは異なります。

60歳未満の場合：年収が130万円未満

60歳以上または障害基礎・厚生年金受給者の場合：年収が180万円未満

①氏名・②年度(令和4年分)・③収入・(④直接的経費※P.5)

確定申告書は大きく「申告書A」と「申告書B」があります。「申告書A」はサラリーマンや年金受給者の還付申告などで使われます。「申告書B」は、個人事業者や不動産所得のある人が使います。申告書A、Bとも「第一表」「第二表」がセットになっています。(申告書Bには、第三表が付く場合もあります)

令和〇年分の確定申告書A (FA0114)

1 氏名

2 令和〇年分

3 収入

申告書A
給与所得、雑所得、配当所得、一時所得限定で使うことができる。申告書Bより簡素化されている

電子申請の場合
このあたりに
受付日時が
印字されます
受付日時：2019/03/19 09:14:55
受付番号：2019-0319-0914 8

令和〇年分の確定申告書B (FA0079)

1 氏名

2 令和〇年分

3 収入

申告書B
すべての所得で使うことができる。ただし、所得の内容によっては申告書三表、第四表などの申告書が必要になる

経費について

FA0303

平成 27 年分収支内訳書 (一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用 (平成二十五年分以降適用) 住所 東京都新宿区四谷 事業所所在地 同上 業種名 小売業

平成 28 年 1 月 16 日 (自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

青枠部分の経費は差し引かず、赤枠部分の差引金額で判断します。

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	氏名 (年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
売上(収入)金額 ①	9078180	旅費交通費 ㉑	60000	山本 真理子 (21歳)	12	1,200,000	1,200,000	
家事消費金額 ②		通信費 ㉒	43440	らくだ 太郎 (20歳)	10	1,000,000	1,000,000	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㉓	223500					
計 (①+②+③) ④	9078180	接待交際費 ㉔	150000					
期首高 (製品) ⑤	100000	損害保険料 ㉕						
期末高 ⑥		修繕費 ㉖						
仕入金額 (期首高) ⑦	1557000	消耗品費 ㉗	50500					
小計 (⑦+⑧) ⑧	1657000	福利厚生費 ㉘						
期末高 (製品) ⑨		新築区画費 ㉙	360000					
差引原価 (⑧-⑨) ⑩	1657000	支払手数料 ㉚	315					
差引金額 (④-⑩) ㉑	7421180			計	22	2,200,000	2,200,000	
給料賃金 ㉒	2200000			○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳				
外土工賃 ㉓				支払先の住所・氏名 本年中の報酬等の金額 左のうち必要経費記入欄 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額				
減価償却費 ㉔				○事業専従者の氏名等				
貸倒金 ㉕				氏名 (年齢)	続柄	従事月数	【税務署整理欄】	
地代家賃 ㉖	1080000			かるがる 花子 (45歳)	妻	12		
利子割引料 ㉗								
租税公課 ㉘								
荷運賃 ㉙	180000							
水道光熱費 ㉚	409177							
		経費計 (①-⑩+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚) ㉛	855932					
		特定控除前の所得金額 (㉛-㉜) ㉜	3285248					
		専従者控除 (㉜-㉝) ㉝	2400000					
		所得金額 (㉝-㉞) ㉞	885248					

FA7100

令和 0 年分収支内訳書 (農業所得用) (あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用 (令和二年分以降適用) 令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

赤枠部分の差引金額で判断します。
⑦ - (⑩ + ㉑ + ㉒)

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	氏名・住所又は作業名	日数	現金	現物	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
販売金額 ①		修繕費 ㉑							
家事消費金額 ②		動力光熱費 ㉒							
事業消費金額 ③		作業用衣料費 ㉓							
雑収入 ④		農業共済掛金 ㉔							
小計 (①+②+③+④) ⑤		荷運賃手配料 ㉕							
農産物の期首高 ⑥		土地改良費 ㉖							
期末高 ⑦									
計 (⑤-⑥+⑦) ⑧									
雇入費 ⑨									
小作料・賃借料 ⑩									
減価償却費 ㉑									
貸倒金 ㉒									
利子割引料 ㉓									
租税公課 ㉔									
種苗費 ㉕									
薬畜費 ㉖									
肥料費 ㉗									
飼料費 ㉘									
農具費 ㉙									
農薬費 ㉚									
諸材料費 ㉛									

個人事業者や不動産所得のある人が確定申告をする場合、メインの申告書に加えて1年間の収支をまとめた書類を提出されています。
 通常の申告(白色申告)では収支内訳書となりますが、青色申告決算書を提出されている場合もあります。

「申告書B」に収支内訳書が青色申告決算書が添付されます

2 令和01年分収支内訳書(一般用) (ある年の部分の事業所得の金額を前年との差を記載して確定申告)

1 氏名

4 科目

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額		営業外収入	3,600
戻入金額		雑収入	
戻出金額		雑支出	
差引金額		雑損益	4,500
売上(収入)金額		雑損益	
戻入金額		雑損益	
戻出金額		雑損益	
差引金額		雑損益	

令和 年 月 日 (自 1月 1日 至 12月 31日)

納税資金の内訳

氏名(姓) 氏名(名)

税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名

事業従事者の氏名等

氏名(姓) 氏名(名)

収支内訳書
 1年間の事業の収入や支出、その内訳などをとりまとめる一般用や不動産所得用などがある

2 平成29年分所得税青色申告決算書(一般用)

1 氏名

4 科目

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額	3,654,280.0	消耗品費	1,512,333
戻入金額	5,057,425	減価償却費	9,242,265
戻出金額	2,624,912.0	福利厚生費	1,091,010
差引金額	2,521,650.0	給料賃金	1,752,000
売上(収入)金額	3,130,654.5	外注工賃	
戻入金額	6,090,045	利子割引料	3,759.3
戻出金額	2,521,650.0	地代家賃	1,320,000
差引金額	1,132,630.0	貸倒金	8,270.0
売上(収入)金額	1,395,500	雑収入	
戻入金額	7,852.0	雑支出	
戻出金額	1,948,922	雑損益	
差引金額	805,400	雑損益	
売上(収入)金額	1,368,211	雑損益	
戻入金額	1,187,700	雑損益	
戻出金額	1,561,131	雑損益	
差引金額	4,220,000	雑損益	
売上(収入)金額	8,280.0	雑損益	
戻入金額		雑損益	
戻出金額		雑損益	
差引金額		雑損益	

平成30年 2月16日 損益計算書 (自 1月 1日 至 12月 31日)

青色申告特別控除

所得金額

4,899,127

青色申告決算書
 1年間の事業の収入や支出、内訳をまとめて、損益計算書、貸借対照表を作成する

不動産売却等一時的に発生した所得は、収入とはみなしません

確定申告をしていない場合は、「市民税・県民税の申告書類」と収支内訳書を提出。
 「市民税・県民税の申告書類」の裏面があれば、収支内訳書の追加添付は不要。

氏名、年度（令和4年度）、収入額が明記されているもの。

市民税・県民税の申告書類
 （確定申告をせず、税申告のみしている場合の提出書類例）

表

裏

令和2年度 市民税・県民税		年金受給者 電話番号 0569-21-3111
半田市東洋町2丁目1番地 〒464-0801	半田 太郎	生年月日 23年5月20日
氏名 半田 太郎	個人番号 123456789012	代表者氏名
2225	半田 太郎	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項		収入	
社会保険料 国民健康保険税 23,400	国民健康保険料 23,400	1 営業等 2 不動産	収入金額
生命保険料 国民健康保険料 21,900	国民健康保険料 21,900	3 配当 4 利子	収入金額
地震保険料 10,625	地震保険料 10,625	5 公的年金等 6 その他	収入金額
富婦・寡夫 控除		7 長期(1/2期) 8 一時(1/2期)	収入金額
障がい者控除 半田 太郎 3級		9 配当 10 不動産	収入金額
配偶者控除 半田 花子		11 利子 12 配当	収入金額
特別控除 987651357968		13 営業等 14 不動産	収入金額
		15 利子 16 配当	収入金額

7 事業・不動産所得に関する事項			
所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
8 配当所得に関する事項			
配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項			
種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
雑	〇〇生命保険株式会社	480,000	430,000

1年間の株式取引等の損益が記載されている書類で、金融機関が発行するもの。
 特定口座の場合「年間取引報告書」、一般口座の場合「取引残高報告書」にて確認します。
 ※一般口座とは、税金の計算・確定申告・納税を投資家自身で行う口座。

- ◆60歳未満の場合：年収が130万円未満
- ◆60歳以上または障害基礎・厚生年金受給者の場合：年収が180万円未満

①氏名・②年度（令和4年分）・③譲渡益・④配当金

年間取引報告書サンプル

平成 年分 特定口座年間取引報告書 平成XX年X月XX日

特定口座開設者	住所 (居所)	フリガナ 氏名	胎定の種類 1保管 2信用 3配当
前回提出時の住所又は居所	生年月日	明・大 期・平	源泉徴収の選択 1有 2無

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)			
譲渡区分	①譲渡の対価の額(収入金額) (円)	②取得費及び譲渡に要した費用の額等 (円)	③差引金額(譲渡所得等の金額) ④-② (円)
一般上場分	0	0	0
特定信用分	0	0	0
合計	0	0	0
源泉徴収税額(所得税) (円)			

(配当等の額及び源泉徴収税額等)					
種類	配当等の額 (円)	源泉徴収税額(所得税) (円)	配当割額(住民税) (円)	特別分配金の額 (円)	外国所得税の額 (円)
①株式・出資又は基金	0	0	0		
②投資信託又は特定受益証券発行信託	0	0	0		
③オープン型証券投資信託	0	0	0		
④閉鎖型株式・信託投資信託	0	0	0		
⑤合計(配当所得の金額) ④+⑤+⑥+⑦	0	0	0		
⑧差引金額 ⑧-⑨					
⑩納付税額					
⑪還付税額 ⑩-⑪					

金融商品取引業者等
所在地 (郵便)

XXXX-XXXX-XXXXXX-XXXXXXXXXXXX-ST#HGBXXXX

年間取引報告書 (特定口座)

特定口座(源泉徴収有)

確定申告 **不要**

特定口座(源泉徴収なし)

確定申告 **必要**

一般口座

※サラリーマンは年収2,000万円以下で、副業、投資などの雑所得の利益の合計が20万円以下であれば確定申告は不要。非課税のNISA口座も申告不要。

譲渡価額
(売却株価×株数)

必要経費

$$- \left[\text{購入株価} \times \text{株数} + \text{購入手数料} + \text{売却手数料} \right] =$$

譲渡益
(譲渡所得)

株の売買による譲渡益も収入とみなします

自営業を始めるときまた個人事業者が事業を廃止する場合、税務署に対して提出する書類です。自営業を廃業された場合は提出が必要です。

税務署受付印		個人事業の開業・廃業等届出書		1 0 4 0	
〇 税務署長 年 月 日 提出		<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 居所 <input type="checkbox"/> 事業所等(該当するものを選択してください) (〒 -) (TEL - -)		全ての事業者が提出	
		上記以外の住所・事業所等 (〒 -) (TEL - -)			
フリガナ		氏名		生年 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	
個人番号		フリガナ		屋号	
職 業					
個人事業の開業等について次のとおり届けます。					
届出の区分	<input type="checkbox"/> 開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 増設・ <input type="checkbox"/> 移転・ <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 廃業 (事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____				
所得の種類	<input type="checkbox"/> 不動産所得・ <input type="checkbox"/> 山林所得・ <input type="checkbox"/> 事業(農業)所得 [廃業の場合…… <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 一部()]				
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日 _____ 年 _____ 月 _____ 日				

給与を支払っていた事業者が事業を廃止した場合には、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出します。

税務署受付印		給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		これ以外にも青色申告を行っていた方の廃止届もあります。	
令和 年 月 日 税務署長殿 所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。		事務所開設者	住所又は本店所在地	〒 _____	
			(フリガナ)	電話 (_____)	
			氏名又は名称		
			個人番号又は法人番号	[個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。] _____	
			(フリガナ)		
			代表者氏名		
(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。					
開設・移転・廃止年月日	令和 年 月 日	給与支払を開始する年月日	令和 年 月 日		
〇届出の内容及び理由 (該当する事項のチェック欄に✓印を付してください。)			「給与支払事務所等について」欄の記載事項		
<input type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 <input type="checkbox"/> 上記以外 ※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合	<input type="checkbox"/> 所在地の移転 <input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業 その他 ()	開設・異動前 開設した支店等の所在地 移転前の所在地 引継ぎをする前の給与支払事務所等 異動前の事項	異動後 移転後の所在地 引継ぎ先の給与支払事務所等 異動後の事項